

【これまでの経過】

- 令和4年9月に町の方針を示し、議会や町民説明会で議論を重ねてきた新庁舎整備については、令和5年2月15日に「新庁舎設置場所選定に関する請願」が4人の紹介議員の連名により、吉野町議会に提出されたこと等を踏まえ、本方針を白紙に戻すこととした。

【これからの議論に当たって】

- 新庁舎整備に当たっては、場所のみを論点として議論を行うのではなく、
 - ①庁舎が災害発生時における「**災害対策本部**」として、被害状況の確認や関係機関との連携を適切に行うことのできる機能を備えることはもちろんのこと、
 - ②デジタル変革の時代において、これまでの対面・書面提出を主とした行政手続きをオンライン手続で可能とすることや、スマホ等のデジタル機器の活用が困難な高齢者であっても、デジタル変革の恩恵を享受できるよう、可能な限り自宅から近い場所で各種サービスが提供できる環境をビジョン（**行政サービスの改革**）として示すことで、これらを総合的に勘案した上で、新庁舎のあり方を議論することが、町民サービスの向上に繋がると考えている。
 - ③また、人口減少などによる今後の国土の荒廃、状況悪化の進行を防ぐため、令和3年6月に国が策定した「国土の管理構想」の視点を取り入れ、本町の土地利用、遊休施設等の活用を考慮した庁舎整備を検討する必要があると考えている。
- また、これまでの庁舎整備に関する議論において、町民の皆様の意見を効果的に吸い上げることができず合意形成に至ることができなかった経緯を踏まえ、町民の皆様の意見を吸い上げ、これまで以上に透明性を確保した形（次ページ参照）で議論を進めたい。

行政サービスの改革と新庁舎整備について②

【吉野町行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会（仮称）の設置について】

- これからの議論に当たっては、吉野町の行政サービス変革及び新庁舎整備に関する事項を調査審議頂く機関として、審議会を設置することとしたい。
- 審議会は、町民からの意見聴取や専門知識の導入等を目的とし、町民の代表（公募含む）及び学識経験者等から構成され、公正で透明性の高い町政を一層推進する。
- 審議会では、防災拠点としてのあり方、行政サービス変革の要素を含め、新庁舎整備について総合的に審議することとし、「新庁舎の理念が町民に広く浸透すること」及び「現庁舎の老朽化した現状」の両面を見据え、丁寧かつ迅速にその審議を進めることができるよう、事務局（役場側）は必要な情報を整理し、諮ることとする。

【委員構成等】

15名程度

- ①専門的な知見を有する学識経験者（地域デザイン・行政サービス・防災等）5名程度
- ②町民の代表（区長連合会からの各地区代表者、一般公募者）10名程度

【諮問内容】

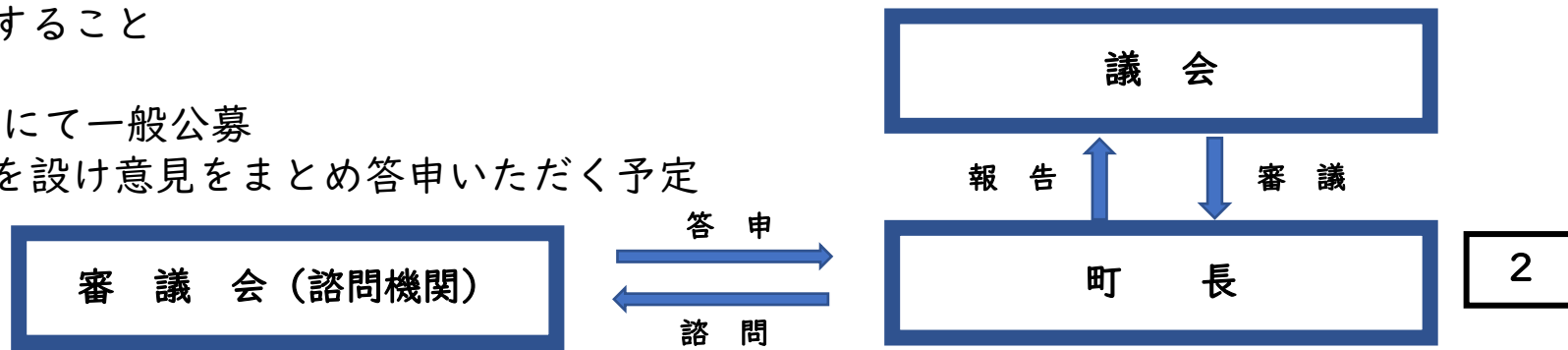
基本構想案に関すること

- ①新庁舎整備に関する基本コンセプト（災害対策拠点機能・行政サービス・遊休施設活用等）
- ②新庁舎整備に関する基本方針
- ③庁舎整備地に関すること

【スケジュール】

広報よしの10月号にて一般公募

半年間程度の審議を設け意見をまとめ答申いただく予定



【参考】現在、オンライン等に対応可能な手続

【引越しワンストップサービス】

- マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルを通して転出届・転入（転居）の来庁日の予約をすることで、転出時の来庁が不要となり、転入先の来庁時の待ち時間を短縮できる。

【自治体DX推進計画（総務省）に記載された国民の利便性向上に資する26手続】

子育て関係（15手続）	介護関係（11手続）
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	要介護・要支援認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	要介護・要支援更新認定の申請
氏名変更／住所変更等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
受給事由消滅の届出	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
未支払の児童手当等の請求	介護保険負担割合証の再交付申請
児童手当等に係る寄附の申出	被保険者証の再交付申請
児童手当等に係る寄附変更等の申出	高額介護（予防）サービス費の支給申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	介護保険負担限度額限定申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
支給認定の申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
保育施設等の利用申込	
保育施設等の現況届	
児童扶養手当の現況届の事前送信	
妊娠の届出	

【マイナンバーカードを用いた住民票の写し及び印鑑証明書の発行可能場所】

- 全国のコンビニ ※今後、吉野町内の3箇所の郵便局に拡大予定